

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成21年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成21年10月8日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成21年10月8日 水曜日
開 会 午前10時03分
散 会 午後3時55分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県高校生修学支援基金条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 4 乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 5 乙第11号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 6 乙第13号議案 財産の取得について
- 7 乙第18号議案 沖縄県収用委員会予備委員の任命について
- 8 陳情平成20年第44号から同第49号まで、同第52号、同第54号、同第58号、同第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号から同第87号まで、同第91号、同第96号、同第101号、同第108号、同第127号、同第144号、同第150号、同第165号、同第175号、同第190号、同第191号、同第196号、同第200号、陳情第15号、第17号、第19号、第38号、第58号、第59号、第66号、第69号、第74号、第88号、第91号の2、第100号、第103号、第104号、第110号、第111号、第120号、第122号、第128号、第143号、第144号、第146号、第147号、第156号、第171号、第174号及び第175号
- 9 交通運輸及び通信について（鉄軌道について）
- 10 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員	長	當	間	盛	夫	君
副委員	長	山	内	末	子	さん
委員		島	袋		大	君
委員		吉	元	義	彦	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		浦	崎	唯	昭	君
委員		崎	山	嗣	幸	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		前	田	政	明	君
委員		金	城		勉	君
委員		糸	洲	朝	則	君
委員		新	垣	清	涼	君
委員		玉	城	義	和	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	上	原	良	幸	君
	基地	防災	統括	監	平	良	宗
	基地	対策	課	長	又	吉	進
企画	部	長	川	上	好	久	君
	交通	政策	課	長	津	霸	隆
	文化	環境	部	県民	生活	課	副
	警務	部	長	磯		丈	男
生活	安全	部	長	山	入	端	辰
							次
							君

交 通 部 長 當 銘 健 徳 君
刑 事 部 参 事 官 石 新 政 英 君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第11号議案、乙第13号議案及び乙第18号議案の7件、陳情平成20年第44号外55件、本委員会所管事務調査事項交通運輸及び通信についてに係る鉄軌道について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部長、警察本部警務部長、生活安全部長、交通部長及び刑事部参事官の出席を求めています。

まず初めに、乙第11号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、生活安全部長の説明を求めます。

山入端辰次生活安全部長。

○山入端辰次生活安全部長 平成21年第5回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の20ページ、乙第11号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

地方自治法第228条において、手数料に関する事項については、条例で定めなければならないと規定されております。

平成20年12月5日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律により、高齢者に対する認知機能検査、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習等の新たな事務が追加されたことや銃砲または刀剣類の所持の許可基準が見直されました。

新たに増加した事務に関しては、全国統一的な手数料を定めるため、平成21年8月28日地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたところであります。

これに伴い、沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日である平成21年12月4日を予定しております。

以上で、乙第11号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 手数料条例の改正に関する理由で、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正ということで、いわゆる銃とか刀剣類、ナイフ類の所持の基準をより強化したということに伴っての申請手数料の値上げととらえていいんですか。

○**山入端辰次生活安全部長** ただいま御説明申し上げましたように、所持の許可基準が見直されたということと、新たに高齢者に対する認知機能の検査、あるいは射撃技能に関する講習等が新たに追加されたという状況であります。

○**新里米吉委員** 追加のところは、ある意味では新たな感じがするんですが、これまでのものを強化するというに伴っての値上げの部分ということは、これはそれだけ強化すると、より仕事が少し煩雑になるということなんですか。

○**山入端辰次生活安全部長** そのとおりです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はございませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** この条例、法改正の背景を、少し具体的に説明してもらえませんか。

○**山入端辰次生活安全部長** 一つ目は御案内のとおり、平成19年の12月に長崎県佐世保のほうで散弾銃等々を使って殺傷事案が発生いたしました。このときには2人死亡、6人が重軽傷を負った事案であります。その後、平成20年の6月8日には東京都秋葉原のほうでトラックで通行人をはねたり、あるいはナイフ等で殺傷した事件で7人が死亡、10人が重軽傷という事件等々もありました。これを踏まえまして、現在、全国に銃砲が30万丁で、17万人の方が銃を所持しているということで全国一斉に総点検を実施しました。これを踏まえて今回の

改正があったということで伺っております。

○照屋守之委員　そういう事件・事故が起こって、そういうような再度チェックをしてという法改正ですけれども、当然そういう新たな法律の改正、条例改正というのは、そういう犯罪を防ぐという意味もあるわけですね。

○山入端辰次生活安全部長　そのとおりです。国民の不安感が拡大していると、そういう背景があるかと思えます。

○照屋守之委員　日本の法律の改正をいろいろ見ていると、飲酒運転取り締まりを強化するという法改正もありましたし、建築基準法の法改正もありましたし、いろんな問題が起こって、その都度法律が変わっていくわけですけれども、そのときにこれまでやっていた仕組みが変わったりとか、新たないろんな義務づけがあったりとかということで、善良に守っている人たちまで新たな法改正によって非常に厳しい局面があったりするわけですよ。建築基準法の法改正なんてものはあれはまさに最たるもので、あれは一部の人たちがそうしたことによって、この建築基準法の全体の仕組みが変わって、ところが沖縄はその後の経済も非常に厳しい状況になってきたということもあるんですよね。ですから、先ほどの背景も、そういうこともわかりはしますけれども、そうすることによって、善良にきちっと今までの法律、条例を守ってきた県内の方々にどう影響を及ぼすのか、どういう負担が強られるのか、その辺気になるところですけれども、いかがですか。

○山入端辰次生活安全部長　法改正の段階でも今の論議が出たように伺っております。ただ、銃砲刀剣類の事件につきましては、全く関係のない第三者が被害に遭ったりとか、あるいは重大な事案が発生しているということをかんがみて、そういう改正になったと伺っております。

○照屋守之委員　これは例えば事前に県内の対象者に対して、そういう意見交換をするとか、アンケートをとるとかというふうな手順も踏まれてはいますか。

○山入端辰次生活安全部長　県内では行っておりませんが、全国ベースで、警察庁のほうで社団法人大日本猟友会とかあるいは警察関係業者等々との意見交換、あるいは根回しは行ったということで聞いております。

○照屋守之委員 県内の対象者はどのぐらいいらっしゃるんですか。

○山入端辰次生活安全部長 銃の所持者ですか、8月末現在でライフル銃あるいは散弾銃、空気銃等々を合わせて654丁、330名がおります。それ以外に産業用銃の所持者が262名、357丁であります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 この認知機能検査というのは、大体どういう内容なんですか。

○山入端辰次生活安全部長 銃砲刀剣類所持または更新を受けようとする者につきましては、75歳以上の者につきましては認知検査を受けなければならないというのが法の改正であります。それから、その理由でありますけれども、猟銃及び空気銃の所持者の高齢化によりまして、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる違反事案あるいは事故が全国的に多発しているようであります。そういう意味で認知症につきましては、銃砲刀剣類の所持の欠格事由として規定はされています。しかしながら、許可・更新時に提出される医師の診断書につきましては、実態としては認知症の専門でない医者によるものがほとんどでありまして、所持者の認知機能の確認ができないということで、このたびの検査導入となったと伺っております。

○前田政明委員 これは県内では何名ぐらいですか。

○山入端辰次生活安全部長 9月15日現在で、県内では8名の方が対象であります。

○前田政明委員 これは手続を踏んでですけども。この銃砲刀剣類の不法所持といいますか、拳銃など、それは大体どんな状況ですか。

○山入端辰次生活安全部長 今、委員御質疑の中では暴力団等の不法所持の場合と銃砲刀剣所持を許可されて、許可が切れて不法所持をした場合のケースが考えられますけれども、前者の場合につきましては今把握している段階では1件、後者の許可を持っていた者が切らしたというのが1件ということで、計2

件を把握しております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、刑事部参事官の説明を求めます。

石新政英刑事部参事官。

○**石新政英刑事部参事官** 平成21年第5回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の24ページ、乙第13号議案財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、沖縄県警察緊急配備支援システム路上装置の取得価格が7000万円以上となっていることから、地方自治法第96条第1項の規定により、議会へ議案を提出するものであります。

取得財産の概要であります。契約金額は1億4636万8950円、契約の相手方は富士通株式会社沖縄支店であります。

以上で、説明を終わります。

よろしく、御審査のほどお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 刑事部参事官の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** もう少し詳しくお願いしたいんですが、米軍基地周辺という説明の資料があるんですが、それはどういったことで、その場所はもう特定されているんですね。

○**石新政英刑事部参事官** 設置場所については特定はしてありますけれども、その場所をこの場で説明をすると、このシステムの機能に著しく影響を与える

ということで説明を控えさせていただきます。

○**新垣清涼委員** 米軍人などによる事件・事故が多いということで、こういう装置というんですか、設備を予定されていると思うんですが、これは米軍基地の出入り口などに設置した場合、米軍との関係に何か問題はないですか。

○**石新政英刑事部参事官** これは米軍基地の出入り口とかそういうところに設置するものではなくて、米軍基地から出入りをするその道路とか、または米軍人がよく行く繁華街とか、犯罪の多発地点等に設置をするということで、必ずしも出入り口に設置するわけではありません。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はございませんか。
前田政明委員。

○**前田政明委員** 設置する目的をもう一回答えてくれませんか。

○**石新政英刑事部参事官** このシステムは米軍人等による事件が発生した際に、犯人の検挙、被害者の保護等のため、迅速かつ効果的な初動捜査に資することを目的としております。

○**前田政明委員** 7日付の新聞では補正予算執行凍結、警察庁の街の防犯カメラ取り付けストップというような記事も出ておりますけれども、これは米軍人犯罪の云々といいながら実質的には住民監視、そういう危険性が非常に強いんじゃないかなと思うんですよ。これで米軍人犯罪はなくなるんですか。

○**石新政英刑事部参事官** これはいわゆる犯罪防止を目的としたものではなくて、発生した犯罪を検挙または被害者を保護することを目的としております。しかし連続犯罪、いわゆる強盗事件連続犯等々については捕まえることによって、結果的に減るという効果があると思っております。

○**前田政明委員** だからこれは実質的には米軍人犯罪云々ということの名目にして、いわゆる県民の住んでいる生活区域において、24カ所ですか、監視カメラをつけると。そしてたまたま米軍人犯罪があれば、そこでいろいろ見るといような形で、果たしてそういう面では実際上は一全国的にもありますけれども、プライバシーの侵害、それからまたは東村高江区じゃないんだけれども、

ある意味で住民運動の弾圧というか、そういうような監視だとかにとらえられることもあるんですよ。だからそういう面では短絡的に米軍人犯罪といってもいかなものかなと。だからそういう面では綱紀粛正ですよ。實際上、県警察として米軍人犯罪が起こらないような形で、やはり米兵士というのは殺人鬼、すなわち人を殺すことをいとわない、人を殺すことを何とも思わないというのが兵隊として完成された、これがアルコールで一酒でも飲んだらもうその理性がなくなって、いわゆる本能的に殺す、それに戻るわけで、そういうような普通の人と違って、特に海兵隊を含めて人を殺すことを何とも思わないのが兵隊なんで、それがアルコールを飲んだりして、麻痺して抑えられないと。そういう面で普通の住民とは違うし、だからそういう面では米軍人犯罪の綱紀粛正ですよ。もっとそのところが県警察としても、どうなっているんですか。

○石新政英刑事部参事官 綱紀粛正につきましては凶悪事件等々が発生する都度、所轄警察署長または警察本部刑事部の幹部あたりから申し入れをしている次第であります。

○前田政明委員 僕もきのう北谷町の議員にも電話をしたんですけども、やはり今でも金曜日、土曜日含めて北谷町のまちでずっと米兵が出てきて大変だと。そういう面ではまさにその夜間の外出禁止、制限がありますよね。そういうものとかね、やるべきことを県警察としてもあるんじゃないのかなと。だからそれをやられないまま、いわゆる米軍人犯罪の取り締まりというか、米軍人犯罪云々ということを利用して、実質的には地域住民の生活圏に、警察の監視カメラを置くというんだったら、これは住民監視の方向としてもこれは使われるんでしょう。

○石新政英刑事部参事官 このシステムは要するに、見やすいように表示づけられているナンバープレートを写すもので、個人の顔とかを写すものではなくて、プライバシーの侵害には当たらないのではないかと考えております。

○前田政明委員 個人の顔は写らないの。ナンバープレートだけ。これは説明してください。

○石新政英刑事部参事官 恐らくほかのシステムに顔を写すシステムもありますけれども、この緊急配備支援システムというものは、ナンバープレート部分しか写りません。

○前田政明委員 これはYナンバーだけですか、写るのは。

○石新政英刑事部参事官 これはすべてです。

○前田政明委員 これは高速道路とかその他で道についているような測定器と同じようなものなんですか。

○石新政英刑事部参事官 それとは違います。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、石新参事官から緊急配備支援システムの詳細及び監視カメラとの違いについて補足説明がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 細かいことは別にして、私どもはやはり米軍人犯罪の問題でいえば、先ほど言った綱紀肅正の問題で夜間外出禁止制限措置をちゃんとやるとか、それなりの厳格な対応が必要だと思います。だからそういう面ではいずれにしろ米軍人犯罪の取り締まりということの名目にしてこの24カ所、実質的に住民生活の分野における住民の監視という形でも使えるようなものを設置するということがいかなものかということ述べて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 契約の相手方が富士通株式会社沖縄支店ということになっていますが、そこに至った経緯についてお聞かせください。

○石新政英刑事部参事官 このシステムは犯罪捜査の目的に寄与する秘匿性の高いものであります。特殊なシステムということで、全国でも実績のある業者が開発した機械を導入する必要があるわけです。それと既にある本部システムと接合しないといけない、そのために富士通株式会社という技術を持った会社

と契約をしたということでもあります。

○山内末子委員 ということは随意契約で、指名競争入札とかそういった入札を行わなかったということですよ。

○石新政英刑事部参事官 平成19年度にこのシステムは最初に導入をしています。そのときは5業者の競争入札をやっております。

○山内末子委員 確認しますが、結局その平成19年に行ったその施設にまた新たにシステムを開発してということなので、今回の場合にはそのまま継続でこちらに決まったというような経緯でよろしいですか。

○石新政英刑事部参事官 そのとおりでございます。

○山内末子委員 今聞いてみても、ある意味特殊なシステムですよ。そういった意味で、でも県内にそういった関係でシステム開発をしているとか、そういうところはなかったのでしょうか。そういう努力は行わなかったのか。

○石新政英刑事部参事官 先ほど御説明いたしましたけれども、このシステムは非常に特殊なもので、犯罪捜査の目的に使うシステムでありまして、現在のところ県内で実績のある業者はございません。

○山内末子委員 もちろんまだ使用していないから実績は出ないんでしょうけれども、そういった開発をしているところは一応ありますか。

○石新政英刑事部参事官 ありません。

○山内末子委員 ということで、全国的にも富士通株式会社のほうのシステムでなければというようなお考えで確定をしたと。そういう理解でよろしいですか。

○石新政英刑事部参事官 これは富士通株式会社だけでなく、NEC日本電気株式会社とか、株式会社日立製作所とか、旧松下電器産業株式会社とか、大きな企業は大体やっております。沖縄県が平成19年に入札したときは、この企業が全部入っております。富士通株式会社以外ですね。

○山内末子委員 それだと今の既存の施設にこのシステムを開発するためには、機能的に一番よかったということで、そう理解してよろしいですか。

○石新政英刑事部参事官 競争入札でありますので、条件に合致し、なおかつ金額が低かったということです。

○山内末子委員 それは5年前のことですよ。5年前にはそういう形で富士通株式会社を選んで、今回はこれをある意味もう一個機能を開発して、機能的に一番ここしかないということでの確定ですよ。それを確認したいんですけども。

○石新政英刑事部参事官 機能が進化したというよりも、今ある本部施設につなぐためにはほかのメーカーを持ってつなぐと不都合が生じる、したがって富士通株式会社のものを持ってきたということになります。

○山内末子委員 富士通株式会社しかなかったという確認でよろしいですか。

○石新政英刑事部参事官 はい、そうです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 場所なんですけど、26機ということで場所を公表したら意味がなくなるというのは理解できるんですが、この機械、26機というのは固定というのか、皆さんの都合によって米軍基地周辺の道路とっているけれども、26機は適当に、だれもわからないわけですから、動くんですか、これは。

○石新政英刑事部参事官 基本的に固定であります。ただ、移動することも可能ではあります。

○崎山嗣幸委員 ここで皆さんの目的は米軍に対する警備というか、そういうことを目的にしているようではありますが、ただやはり拡大されたり目的から外れてそういう一場所がわからないわけだからね、このことについて治安という名目によってほかのところに機械が動いて、米軍基地以外にもついたり、また

これが出発点として26機から改めてまたふやしていくということも想定される、一たんつくってしまうとふやしていく危険性というのがあるのかなという懸念があるんですが、この辺は26機で終わりなのか、沖縄周辺における米軍基地というのか、皆さんの警戒をするところは26機と思っているのか、もっとあると思っているのか、その辺はどうなんですか。

○石新政英刑事部参事官 このシステムは今後ともふやしていきたいと考えております。それと犯罪捜査のみに使うもので、ほかの目的には使わせないというのが基本であります。

○崎山嗣幸委員 それは犯罪捜査にしか使わないということだと思いますが、ふやしていきたいというのは想定する米軍基地周辺のエリアというのか、もっとあるということなのか、計画的にどのぐらいなんですか。予算の関係で今回は26機なんだけれども、ふやしていきたいというのはどれくらい考えていますか。

○石新政英刑事部参事官 先ほどふやす予定でありますと簡単に答えましたけれども、訂正をさせていただきます。今後の犯罪の推移を見て、ふやすかどうかを検討していきたいと考えています。

○崎山嗣幸委員 最初の目的を逸脱しないように、限定するというのをしっかりしないと、まだ不可解なことがありますので、そこは私としては当初皆さん指摘されたことについてやっていかないとひとり歩きをしていって、ほかに使われる危険性もあるということもありますので、それだけを指摘して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この富士通株式会社、先ほどそのシステム、今あるものとのつながりでこういう形で随意契約をしていって、今後そういう仕組みをふやしていくということになれば、当然同じ仕組みだから業者は決まってくるよね。私でもわかりますよ、これは富士通株式会社がやっていくなというのは。だからこの今の発注の仕組みですね、特に警察は信号機の設置もそうだけれども、この日本全国こういう仕組みというのはそれぞれの都道府県単位で小さい業者

はつくれないんです。これははっきりしているんですよ。だから日本のメーカーのある特定のところがしか研究開発とか、それでこれは市場規模もあるから、この一部分のところに金をかけてやる大手メーカーはいませんよ。こんなバカなことはしません。だから全国規模、あるいは世界的なものも含めて開発をしていって、それを売り込むというわけだから、これは数社しかいませんよ、日本でも。でもそのときに、これが地方においてきたときにどうするかは、やはり我々県民も考えないといけないことですね。ですからこの随意契約とか、この仕組みにはこれでしかつながらないというものはこれは彼らの都合であって、発注する側、県民の側からすると、何で別の絡みもあるんじゃないの、ほかのやり方もとらないといけないんじゃないのというのは沖縄県民の立場ですよ。ただこの仕組みしかありませんと言われて、しょうがないかということは、一昔前だったらよいけれども、今の時代には絶対に合わない。こんなバカなことはないと言いたいわけですよ、私からするとね。だからそうすると、この随意契約もやってはいけない。この仕組みだったら、また新たに追加するんだったら、再度入札をしていくという、そういう仕組みに変えていかないとはいけませんよ。これをどうつなぐかはそれは彼らが考えることでしょう。つなぐことができないところは入札させなければいけないわけですよ。当然ですよ、株式会社日立製作所にしろ、株式会社東芝にしろ、旧松下電器産業株式会社にしろ、そういうところは、この仕組みがあればこれにつなぐというのは彼らだってやっていきますよ。だからどっちにも対応できるというメーカーにもね、あなた方はそういう開発をなささいよ、そうしないと今の国民の期待にこたえることはできませんよということは発注する側が言わないと、メーカーは最初をとったら永遠に自分たちのもの、この沖縄県は自分たちのもの、鹿児島県は我々、宮崎県はどこ、そうやってやっていくんでしょ。はっきりしていますよ、これは。だからそういう仕組みをぜひ発注する側が、県民からも非常にそういう声があると、苦情もありますよと、ぜひ仕組みを変えてくださいと、県内の代理店とかそういうところを通じてやりなさいよとかね。いろんな考え方があると思いますよ。だからぜひそういうのも検討してもらえますか。いかがですか。

○石新政英刑事部参事官 御助言ありがとうございます。おっしゃるとおりだと私も思っております。見積もりに関しては、既に入っている価格と比較検討をして高くならないようにという努力は今もしておりますけれども、今、照屋委員から御助言がありましたとおりに勉強をさせていただきます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 今の照屋委員からの指摘を聞いて全く同感なので、こういったものはもう最初に決まるとその製品以外はだめだと決めてかかるというのは基本的には好ましくないと感じますが、生活安全部長はどうお考えですか。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から本議案は生活安全部の所管ではない旨の指摘がなされた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。
新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 先ほどからいろいろこういった関係のものは少し懸念が出てくるので、通過車両のナンバープレートを読み取るものということですから、上からこうじゃなくて、恐らく何らかのシステムで、道路のあたりにあってナンバープレート周辺の高さのものを読み取るというものなのかなと思うんですが、これについてはどういう形のものですか。

○**石新政英刑事部参事官** 具体的にどういう格好をしているというのは申し上げにくいのですが、既存の施設、例えば今ある信号機等々にこれをつけて、通過車両の番号を撮影すると。そういうシステムであります。

○**新里米吉委員** これは車の全体は写らなくてナンバープレートのあたりしか写らないというシステムになっているわけですか。

○**石新政英刑事部参事官** そのようにセットしてあります。

○**新里米吉委員** それと先ほどから話があるように、皆さん、米軍の事件事故が多いということなんだけれども、最初に石新参事官が説明されたように、今後ふやしていくということが根底にあるとなると、後で訂正したけれども、見ながらということも言っていましたが、やはりふやしていきたいというのが県警察の本音なのかなと思ったんだけれども。そうするとこれがかなり拡大され

ていくと実際には米軍の事件事故じゃなくて、米軍の事件事故を含むそういう交通関係から犯罪者を割り出していくということでの利用というのかな、沖縄県全体を張りめぐらした利用というようなことを皆さん考えておられるのかなという疑問を持ったんだけど、どうなんですか。

○石新政英刑事部参事官 先ほど私が説明したとおり、緊急配備箇所を、要するに警察官が本来緊急配備としてつくべき場所にこの機械で補うというものでありますので、住民監視とかそういう目的では一切使うことはありません。犯罪捜査の目的のみに使うということです。

○新里米吉委員 犯罪捜査と云って全部写るわけだから。全部写るわけですよ、犯罪に使えるものだけが写るわけではないので聞いているわけです。

○石新政英刑事部参事官 このシステムは警察官であればだれでもこれを引き出して見ることができる、または利用できるというものではありません。特定の人にこのアクセス権を与えて、それも私の許可を受けた者が見ることができると。そういうシステムであるので、むやみやたらに2000名以上の警察官全員がどこでも引き出して見ることができる、利用できるというものではありません。

○新里米吉委員 今は26機の撮像装置と制御装置13機となっているけれども、これがどんどん拡大されていって、例えば100機ぐらい置かれると、もう沖縄県内くまなくあっちこっち主要な拠点は全部これで写し取れるということになっていくと思うんだけどね。皆さんの本当のねらいは何ですか。

○石新政英刑事部参事官 当然ながら犯罪の検挙、またはそのほかに特異家出人、自殺などをするおそれがある特異家出人等々が車で消息不明になった場合の捜査、このようなことに利用します。

○新里米吉委員 今の話を聞いてもやはり決して米軍人犯罪だけではなくて、いろいろ犯罪捜査全体だなと感じ受けるんだけど、それからいくと、やはり26機とか13機とかの話ではなくて、どんどん拡大していくことになると思うんだけど、その辺の皆さんのこの一沖縄中に、各地に張りめぐらすということではないと言えますか。

○石新政英刑事部参事官 先ほど御説明したとおり、緊急配備箇所というのは決まっております。これ以上に置くということはとりあえないと、緊急配備支援システムでありますので。

○新里米吉委員 基本的に今回の26機、13機で、これで基本的には終わりだと、これ以上ふやさないと言えますか。

○石新政英刑事部参事官 先ほどお答えしましたとおり、犯罪の推移によって今後ふやすかどうかとも検討していくということであります。

○新里米吉委員 先ほどの話からするとふやす気はないと言いながら、また犯罪の推移によってと言うもんだから非常に曖昧さが残って、犯罪の推移によってはどこまで拡大するかわからないということが出てくるわけだから。基本的にはこの26機、13機でその拠点は置いたんだからと、基本的にはここで原則的にはこれ以上ふやさないという姿勢であるのかないのか、これを聞いています。

○石新政英刑事部参事官 緊急配備箇所というのは今は具体的な数字は言えませんけれども、今は13カ所という数字を新里委員はおっしゃっておりますけれども、緊急配備箇所というのはまだ実際はあるわけです。だから必要によっては、事件の推移によってはふやしたいという希望もあります、ということであります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 一つはまず契約金額の1億4000万円の、この平成20年2月補正予算の繰り越しというのはどういうことになっていきますか。

○石新政英刑事部参事官 繰り越しを前提としてつけた予算ということであり
ます。

○玉城義和委員 先ほどの、今までの質疑で一つあれなのが、このシステムをつくる目的の一番のわかりやすい説明は、本当はどういうところにつけるかということを書いてもらえれば一番わかりやすいんですが、そこのところが言えないというところに疑問というか、なかなかわかりづらさがあるわけです。だ

から何をどう撮るんですかという、どういう目的で撮るんですかというときには、どこにつけるかということとの関連で、そこがわかれば一番わかりやすいんです。ところがそこは言えないと、こうおっしゃるもんだから、疑義になっているんですよ。私はどうも最初の説明から聞いていて少し疑問に思ったのは、この米軍基地の話をしているところにどうも引っかかりがあって、こういうシステムをつくるときに、米軍基地云々ということを使うことがどういう意味を持っているのかよくわからないんですよ。当然ながらこれは、やれば一般的な犯罪も含めて全部視野に入るわけであって、あえて米軍基地の話を書くところに少しかえって疑問がわいてきているんです。だから新里委員が言うように本当の目的は何ですかと、こういう話になってくるので、こういうところはですね、何でここに米軍基地というのがあえてあるのかよくわからない。だから、恐らく検問をすることを省く、検問をする手間を省くのであれば、幹線道路とかそういうところは全部やらないとそれは意味がないわけで、そこに米軍基地を絡めているところにかえってわかりづらさが出てきているというね。だから本当は何ですかと、こう聞きたくなるような書き方になっているわけですよ、米軍基地を入れるというところにね。そこはどう考えているんですか。

○石新政英刑事部参事官 主目的は米軍犯罪対策としてやっておりますけれども、当然ながら一般車両も通るわけでありますので、一般犯罪の捜査にも当然活用できると、利用できるということです。

○玉城義和委員 最初からそういうことであれば、県内で起こる犯罪をと言えばもっとわかりやすかったのに、米軍犯罪みたいなことを書くからだんだんわからなくなってきた、本当は何ですかと聞きたくなるわけです。確かにこれはやれば高性能のカメラですから、やろうと思えば特定のナンバーをずっとフォローもできるし、その辺の行動も含めて、続けていけば、連続して見ればAという人がどこへ行っているかというのがわかるようなことに当然なるわけで。そういう意味での今の指摘は、そういう持っている危惧を、そういう危惧もありますねということを皆再三言っているわけで、そういう意味では沖縄県警察を私は信頼していますので、これ以上言いませんが、厳格にひとつそういうところは守るといふ、そういうところをやっていないと、いろいろと裁判も含めて、昨今いろんなことが言われている現状ですから、ぜひそこは厳格に、所期の目的に限定してやっていただくということをお願いして終わりますが、どうぞひとつ御決意を。

○石新政英刑事部参事官 犯罪捜査以外に使わないということは当然でありますので、そのように利用させていただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 いろんな質疑を聞いておりますと、いろんな思いがするんですが、知事が訪米するときにも一今度の訪米でも米軍の犯罪に対して、強く米軍へも抗議をしているという中で、皆さん方の取り締まる側もそれについての最新な見地からそういうのが出たと思うんですが、当然いろんな問題が出ますけれども、これだけのIT化時代になりまして、しかも犯罪が広域化する、それから本会議でも出ましたけれども、金武町のライフル射撃問題も捜査も行き詰まりでできない部分の中で、私はこういうのはやるべきだと、大いに進めていかざるを得ない皆さんの立場だと思うんですが、非常に理解できます。そこでこういう緊急情報支援システムを今回路上設置をする中で、今までの取り締まりとどれだけよい方向に変わっていくのか、そこら辺の効果のほどですか、こういう時代の中でこの辺も説明が聞きたいものですから、教えていただけたらと思います。

○石新政英刑事部参事官 既設のシステムで、ことし8月までに自動車等々を含めて7件を検挙しております。

○浦崎唯昭委員 そういう意味で、今日までのそういう経緯と、この新しい装置をつける中で取り締まりの効果がどのぐらい変わってくるかということも御説明賜れば、ありがたいということです。

○石新政英刑事部参事官 緊急配備支援システムというシステムでありますので、本来ならば、先ほども説明したとおり、警察官が張りつけで検問をしたり等々の仕事をやるわけなんですけれども、このシステムをつけることによって、検問につくべき警察官を他の捜査、いわゆる聞き込みとかに回すことができるという効果があります。

○浦崎唯昭委員 そういう意味でよくわかります。いろんな話が出ている中で住民の車の番号も打ち出されるのも、これは捜査の中でやむを得ないことであると理解しますので、ぜひそれにも気をつけながら、犯罪の迅速化、それから

米軍犯罪の取り締まりに大いに力を発揮してもらいたいと要望をしておきます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

以上で、公安委員会関係の議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情第17号外1件の審査を行います。

まず初めに、陳情第17号について警務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

磯丈男警務部長。

○**磯丈男警務部長** 公安委員会所管に係る陳情第17号沖縄警察署の沖縄市への存続を求める陳情につきましては、継続案件であります。処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 警務部長の説明は終わりました。

次に、陳情第100号について交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當銘健徳交通部長。

○**當銘健徳交通部長** 公安委員会所管に係る陳情第100号県道222号線への信号

機・横断歩道設置に関する陳情につきましては、継続案件ではありますが、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成20年第44号外31件の審査を行います。

陳情平成20年第150号を除く陳情31件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室と共管になっておりますので、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから4ページにかけて、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情が28件、新規が4件となっております。継続陳情28件のうち、1件は土木委員会から付託がえになった陳情です。

継続審議になっている陳情については、前回の処理方針に大幅な変更はございませんので説明を省略いたします。

それでは、土木委員会からの付託がえになった陳情第91号の2について、御説明します。

27ページをお開きください。

これまで県は、八重山市町会に対し、航路に関する情報を収集・提供するとともに、その要請行動等を支援してまいりました。

こうした中、5月に要請を行った八重山市町会に対し、8月に外務省は、当面は軍事訓練を実施しない時期に限り、台湾管制当局が、レーダーで航空機を誘導する方法により短縮航路を飛行できるようにしたいという台湾側の回答を文書で通知しております。

この方法により石垣―花蓮の場合には、飛行時間が現行の1時間30分から1時間に短縮されるとのことでもあります。

県としては、航路短縮により八重山―花蓮路線の利便性の向上が図られ、航空運賃の低減にもつながることが期待されることから、引き続き八重山3市町と連携し、可能な限りの短縮に取り組んでまいります。

次に、新規の陳情について、御説明いたします。

32ページをお開きください。

水産海洋研究センターの喜屋武地域への早期移転整備に関する陳情第143号及び33ページの沖縄県水産海洋研究センターの本部町への誘致に関する陳情第156号については、18ページの陳情平成20年第165号と処理方針が同じですので、説明を省略させていただきます。

34ページをお開きください。

暮らし支える行政サービスの拡充を求める陳情第171号について御説明いたします。

地方分権改革は、地方公共団体みずからの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的に行われるものであり、全国知事会等において、推進の取り組みがなされているところであります。

県としましては、この動きを踏まえ、地方分権改革を本県の自立的発展に生かしていくことが重要であると思っております。

なお、国の出先機関の組織のあり方や定数管理は、政府の中で検討されるべきものと思いますが、沖縄振興に係る国の責務は地方分権にかかわりなく果たされるべきであると考えております。

35ページをお開きください。

改正国籍法に関する陳情第175号について御説明いたします。

国籍法第3条に基づく国籍取得に関する権限は法務大臣にあり、当該手続は県及び市町村の事務ではなく、住所地を管轄する法務局及び地方法務局等で行われております。

したがって、審査の内容、条件等については、法務省において慎重に判断されるものと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 27ページの台湾東部と八重山諸島の「観光経済圏」形成推進に向けた課題に関する陳情ですね、これは今、処理方針の説明を受けましたけれども、この処理方針というのはこの陳情の趣旨に沿っているのかな、県議会の後方支援を受けるということだけ。陳情の趣旨に沿っているという理解でいいのかなと思うのだけれども、何か余り後方支援という意味がよくわかりません。

○川上好久企画部長 これにつきましては、県議会の後方支援を受けることと書いてございますけど、県としてやっている話を御説明したわけですが、県としてはこれまで台北事務所による情報収集とか情報の提供をやっております。それから八重山市町会の要請活動の支援、同行をしていくとか、そういうサポートをやってきております。今後必要に応じて、そういう形でやっていこうとやっているわけですがけれども、その結果として、今一つの形として

8月に外務省からそういう動きがあるということでございます。

○照屋守之委員 1時間半から1時間に短縮されるというのは、この陳情の趣旨にある最短空路の実現という、執行部はどういうふうにとらえていますか。最短空路の実現イコール時間の短縮というのは、執行部としてはどういうふうにとらえているんですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、川上企画部長から質疑内容の確認がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 この航路につきましては、実は関係国家間の協議によって決定されていくわけですけれども、今花蓮市との飛行航路については、協議をするポイントから見ると随分遠回りになっていて、1番この直線がいいわけですけれども、現実の問題としては、直線というのはどこからでもできるものではないわけですね。いろんな航空管制上の問題とかがあって、やはり飛行は飛行ルートという通らなければいけないポイントがあって、それを従来どおりやっているとならなくて1時間半かかったというものに対して、日本と台湾との協議の中で、それを少し見直しをしてもらって、1時間半から1時間くらいの飛行ルートに短縮をしてもらったと。このことが最短かという話になると、直線が一番最短であるわけですけれども、それはそういうわけにはいかないという事情もございまして、そこは一步前進をしているという理解をしております。

○照屋守之委員 次に、水産海洋研究センターです。本部町と糸満市の戦いですけれども、我々はどうすればいいですか。

○川上好久企画部長 これにつきましては、現在、検討会議を立ち上げております。この中で慎重に候補地について選定のための議論が進められていく予定になっています。

○照屋守之委員 いつ決めるんですか。

○川上好久企画部長 9月に第1回を立ち上げまして、次回は10月中旬に2回目をやる予定です。それを踏まえて、遅くとも年度内には決定をしたいと思います。

○照屋守之委員 陳情第171号の国家公務員の皆さん方からの陳情の件ですけれども、私が非常に不思議に思うのは、公務員を一律に削減する定員削減計画などを行わないこととか、国の何とか要求がありますね、この組合と執行する側とか要求する側というの、今どきそんなものかなと思っているんですよ。例えば県でもそうだけど、県のやる仕事がありますね、県の組合がありますね。そういうふうな中の仕組みを、これを第三者にそういう形でやるとかという形ですね、これね。だから、それは何であなた方の内部で組合は組合の考え方があるでしょうと、執行する側は執行する考え方があるでしょうと。そういうのをうまく折り合いつけて、何とかそういう新たな仕組みをつくりませんかというのを、非常に私は不思議に思うわけさ。今の県立病院事業改革もそう。やる側はやる側、組合は組合、いやだめだよってこんな話さね、何で一緒に考えればいいさということさ。組合も対案を出して、執行する側と何でうまくやらないのかというのがあるんだけど、だから組合と執行する側の関係っていつまでもそういう状況ですか。執行する側はどう思っていますか。いつまでも、やる、これ反対、だめ、こんな関係なんですか。

○川上好久企画部長 組織のあり方とか、あるいは定数のあり方とか、それから労働条件に係るものについては、その内部で議論をしてやるべき話であろうと一義的には思います。

○照屋守之委員 この組合が一律に削減するとか、こういうのを自分で言ってほしくないわけさ。要するに、こういう一連の改革が県民によってどういう悪影響を及ぼすとか、国に対してどういう悪影響を及ぼすとかというふうな、そういう論点がほしいわけですよ。自分の身を守るような表現をされると、非常に扱いに嫌気が差してくるわけですよ。我々だったら私が県議会議員の自分の立場でこういうふうなものを主張していると、県民にとっては、何でこれはあなたの考え方じゃないの、あなたの立場じゃないの、我々県民はどうなるの、沖縄県はどうなるのというのが県民の立場でしょう。そういうところが非常に自分の身も含めてですね、自分たちの身を守るとか、自分たち側の利益を確保したいがためのそういうようなものがあるんじゃないのかなというのがあったりして、だからそうじゃないというんだったら、それぞれの周りを取り巻く県

民とか国民の、あるいは国のどうのこうのというふうなことでやるべきだと思うのです。この組合の皆さま方とやはりそういう何らかの執行する側とのですね、いろんな出先の問題も含めた形できちっとやれるような仕組みを逆に私は執行する側をお願いしたいのですけれども、いかがですか。

○川上好久企画部長 今さっき申し上げた私の答弁は、言ってみれば職員の労働条件にかかわるものについては、そういう内部でのいろんな議論があるでしょうし、またその業務として、またその必要性については大きな議論があるかもしれません。そこは国の組織については政府において、その辺も含めて判断をされていくんだらうと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第91号の2ですか、花蓮市との直通航路、これは幾つかの問題があると思うんですけれども、どういう問題点が、要求を実現するためにどういう手順でいかなければならないかということ。

○川上好久企画部長 航空機の航路については、各国が定める飛行ポイント、それから規定の経路を通過しないといけない、これが一つあります。その飛行ポイントの設定については関係両国の協議によって行わなければならないと、そういうふうな基本的なポイントがあると思います。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から民間航路の設定方法は条約により規定されているのか、また、調整機関はどこかについて確認がなされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 民間航路の一国際法でそれぞれ決まっていると思うんですよね、ポイントも戻らないといけないと。そういう意味で1時間半かかるということですが、すぐ行けば30分くらいで行けるところが、国際ルートに基づくと戻って行くと、石垣島まで戻ってこう行かなければいけないという、

そういうルートですよ。それを短縮して与那国島から直で行けばすぐと、それについては県としても、これに対しては基本的に支持して政府とかそのほかにそういう国際交渉をすることを求めているんですか。

○川上好久企画部長 これは地元の八重山市町会が航路の短縮というものを求めていると。その趣旨を県としても尊重して、これに対して一緒に同行して支援をしているという状況です。ただ、それがどういう形で決定するかは、それはやはり両国間の協議の中で決まっていくものと理解しています。

○前田政明委員 それ以外に障害になっているものはまだありませんか。

○川上好久企画部長 両国の協議以外にですか。これについては両国の協議で決定されるものと理解しております。

○前田政明委員 いや台湾の防衛識別圏の中の、与那国島の半分から切られていますよね。要するに台湾の国防軍の識別圏のところと与那国島の真ん中までなんです。防空識別圏になっているんですよ。だからスクランブルとか、そういう面で、ここところがね、僕も与那国島に行ってびっくりしたんですけども、見たら真ん中からなっていると。そういう意味で、その辺の問題も大きな問題じゃないのかなと僕は思っているんですけども、皆さんはその認識はないのですか。

○川上好久企画部長 今の話もあるかもしれませんが。これは所管が基地対策課の範囲かなと思いますけれども、我々としては飛行ルートについてはそういう両国間の協議で決定されると、それに向けて短縮をしたいという地元の要望にこたえて国のほうにも働きかけを、そういう形になっています。

○前田政明委員 だから、皆さんのこの処理方針のところ、外務省は当面軍事訓練を実施しない時期に限り台湾管制当局がレーダーで航空機を誘導すると。すなわち、航空識別圏の中で台湾の軍隊なりが訓練その他をやると。それが無い場合にはその範囲でという、ここに書いてあるように、そのもとというのはやはり台湾の防衛識別圏の中に入っている、そういう面で彼らが軍事訓練をする、そういう状況として、設定されているというところに一つの安全航空、さっきの国際ルートもあるけれども、国際ルートはこう戻るけれども、もう一つこう行こうと思ったらそこは、いわゆるどういうわけかわからないけれども、

台湾の防空識別圏と、要するに防衛圏の範囲で、そういう面で外務省は軍事訓練がない間とはいうことになっているんじゃないの、その背景は。

○川上好久企画部長 今委員の言われる話は全部は把握しきれていないんですけども、ここに書いてありますように軍事訓練を実施しない時期と書いてございますので、恐らくその辺のことを調整をしてそういう結論になっていると理解をしております。

○前田政明委員 さっき知事公室でと言ったけれども、やはり皆さんの処理方針の中にこういうことが出ているわけだから、当然私が言っていることについてはよく飲み込んで、これが出ていると僕は思って聞いているんですよ。だからさっきは国際航路の問題はそれはそうだと。もう一つは国境ということもあって、ただいろんな米軍占領の関係とかいろんなあって、要するに我が国でありながら台湾の防空識別圏に入っていると。そういう面で彼らが訓練するんだと、だから訓練していない間ならばということで、ここに当面は軍事訓練をしていない時期に限り入ってくるのを認めましょうというふうになっているわけだから、そういうふうに皆さんが書いてあるから、少なくとも企画部長は先ほどの、これは知事公室ですというような答え方は、私は非常に心外なんですけれども。

○川上好久企画部長 所管が知事公室ですけども、その辺のところも十分勉強をしていきたいと思えます。今のこの軍事訓練を実施しない時期という話は、確かに軍事練習の空域があるんだろうと理解をしています。その辺のことを踏まえて、日本と台湾との間で整理をして一つの方向を出していると理解をしています。

○前田政明委員 本当に台湾圏域、中国とも経済的に非常に親しい実績があると。そこでやはり宮古・八重山圏が観光を含めて経済的にも物流または人材交流という意味で、ずっと与那国町がこの間、かかわってきているわけですね。それについては、県としては好ましいという形でそれを支援しているわけですね。

○川上好久企画部長 基本的には、地域がさまざまな形で地域振興を図っていく、その中で与那国町にしろあるいは石垣市にしろ、近隣のアジアの国々と直接結びつけながら地域の発展をしていく、これについては県としては支援して

いく基本的なスタンスを持っております。

○前田政明委員 私はそういう面でやはり与那国島の空港ができて、近くまで約30分くらいで行けると、そういう面で実際上、普通に見ればこう行けるものがなかなか行けないと、そういう面では国の対応とか、県にもやはりそれぞれ今県としても、すぐ、権限上なかなかできないものがいっぱいあるわけですね、この内容についてはね。

○川上好久企画部長 これについては先ほど申し上げましたように、国土交通省航空局のほうで所管をしている話で、県としては地元の意向を踏まえ、一緒をお願いをしていくことになるかと思えます。

○前田政明委員 そういう面では、私は県議会の後方支援というのは、国際的な協議にもかかわるし、それから国際連合の建前としては、中国は一つという国の交渉の問題とかいろいろあると思えます。ですから、私はこれを進めていくためには、県議会の決議なり意見書などですね、やはりそういう形で八重山圏域の問題についてはぜひ解決すべきだと。そういうような方向が、質疑をしていて、県がじゃあすぐ何か解決するということでもないし、国もそういう方向で動いているけどなかなかいろんな問題があるんじゃないかなと思えますので、これはひとつ今議会ということではありませんけれど、その方向で県議会としてやはり何らかの意思表示をすることが、この後方支援に当たるのかなと思えました。終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員

○新里米吉委員 実は余りよくわからないので、この問題は、結局、飛行ポイントの問題と、もう一つは台湾の空軍が台湾と与那国島あたりに訓練空域があってそこが通れないと、大まかにこの2点が飛行時間に影響しているのとらえていいんですか。

○川上好久企画部長 基本的には、まずそういう事情があるなしにかかわらず、この航空機の航路については各国の航空当局が定める飛行ポイントを通らなければいけないわけです。飛行ポイントはどこでも通ってもいいわけではなくて、その飛行ポイントの設定は関係両国の協議で決めるという話になるわけです。

その両国が決めるときにいろんな問題があるのだらうと思いますが、今言われるような軍事演習空域とか、そういうものを含めて、恐らく話し合われているのだらうと思います。

○新里米吉委員 あと1点は今回の処理方針との関係では、訓練空域と飛行ポイントは、これは当然今の段階ではその話の解決策からは外れて、訓練空域の中を訓練がないときは台湾の空軍がレーダーで通してあげますよと。そうすると石垣島からは1時間半かかったのが、1時間、30分縮めて通れますよと、こういうふうに理解すればいいわけね。

○川上好久企画部長 はい、そのとおりです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
休憩いたします。

(休憩中に、浦崎委員から新規の陳情第175号について、国の事務であり県の所管外の事務であるのであれば委員会付託のあり方などについて検討すべきとの申し入れが當間委員長に対し行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 先ほどの水産海洋研究センターの件なんですけれども、ことし中ですか、今年度中にといいことで先ほど確認はやりとりで聞いていますけれども、去年の10月に陳情が出ていましたね。ことし3月に皆さんはこういう方針を決めるための推進構想を策定されていますね。検討委員会第1回目が9月だということ半年経過していますね。非常に僕は遅いなという感じがするんですよ。というのは皆さん、この要請から見ると平成14年にも老朽化が進んでいて、これは移転整備が必要であるということで、そういう方針が出されているわけですね。そして、平成15年には糸満市の喜屋武地域に移転したいというのかな、移転しましょうみたいな方針が決定されていますね、その確認ですけれども。

○川上好久企画部長 平成14年にもそれを検討した経緯があります。最終的に

は決定に至らなかったというのが結論です。それで、至らなかった要因は、結局、沖縄県の財政状況が非常に厳しくなって、箱物の整備というものが凍結されていく中で中断をしてしまったというのが一つあります。それで今般また、それを再度この俎上にのせてやる中で、この今後10年間の水産研究のあり方について再度この議論をして、それにふさわしい施設がどうあるべきか、それを検討してそういう場所がどこがふさわしいかというふうな手順を踏んで、今日来たというようなことです。それで若干時間はかかりましたけれども、9月に第1回検討会議をスタートさせていますので、できる限り早目の決定にもっていきたいと思います。

○新垣清涼委員 この陳情第15号の平成21年1月5日に出されたものからは、移転先を糸満市喜屋武地域とする旨の結論が出されたと書いてあるものですから。そういう方向で出されているのに、なぜ今日まで放置されてきたのかなということが一つ疑問ですね。それで平成15年に出されているわけですから、もう平成21年ですから、この間、水産海洋研究センターの老朽化で何も被害というか事故なんかなかったのかなという懸念ですね。そしてやはり同じところから何度も、議長、村長とこう出されていますよね。これの決定を延ばすと、その中でも誘致合戦で地域間の感情的なものも出てくるでしょうし、あるいは判断するとき不正が出てこないかなと懸念があるわけです。ですから老朽化で建設する、移転するというのを決めれば、早目に委員会を設置して早目に結論を出して、ばさっともう決めるという方法をやっていただきたいということなんですね。

○川上好久企画部長 9月から第1回検討会議が始まりましたので、速やかに決定をしていきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情31件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、本委員会の所管事務調査事項交通運輸及び通信についてに係る鉄軌道について審査を行います。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入検討に関する取り組み状況について御説明いたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入は、県民や観光客の利便性の向上、交通渋滞の緩和、低炭素社会の実現等の観点はもとより、基地返還跡地の活用や、それと合わせた県土構造の再編を図るためにも、必要なものであると認識しております。

このため、現在策定中の21世紀ビジョンに位置づける方向で検討を行っているところであります。

今議会でも代表質問及び一般質問において質疑がなされましたことから、既に御承知のことと思いますが、現在、大規模駐留軍用地跡地等利用の検討の一環として、中南部都市圏を対象にした軌道系を含む新たな公共交通システムの導入可能性の調査を行っております。

また、平成13年度に策定した沖縄県総合交通体系基本計画を見直す中で、本年度の調査成果等も参考にして、鉄軌道の導入についても検討していくこととしております。

検討に当たりましては、平成12年度に実施した鉄軌道導入可能性基礎調査も参考にしております。

そこで、過去の調査概要と現在実施している調査の概要について説明し、委員各位の御理解をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料、鉄軌道導入検討に関する取り組み状況についてに沿って御説明いたします。

1 ページをお開きください。平成12年度に行った調査の概要でございます。

1-1 調査の前提です。

調査の区間は、沖縄本島の名護市から糸満市までの範囲とし、システムは鉄道とLRTを対象にしております。

次に、想定した3つの基本ルートについて説明をいたします。

2 ページの図をごらんください。

国道58号ルートは、糸満市から国道58号沿いに北上して北谷町から読谷村方面に至り、北部圏の恩納村から名護市方面に至るルートです。

なお、L R Tにつきましては、西海岸道路の豊見城・糸満地区のバイパス整備により、バス路線の走行性が向上することを想定し、起点を那覇空港に想定しております。

国道330号ルートは、沖縄本島南部地区の糸満から国道330号沿いに北上し、普天間基地跡地を経由し沖縄市方面に至り、石川から恩納村を経由し名護市方面に至るルートです。

なお、L R Tにつきましては、モノレールとの連携を想定し、古島駅を起点に想定しております。

最後に国道329号ルートでございます。

那覇空港から国道329号沿いに東へ進み、与那原町から北上して沖縄市方面に至り、金武町、宜野座村から名護市方面に至るルートです。

なお、L R Tにつきましては、久茂地、旭橋を起点に想定しております。

3 ページをお開きください。

距離を停車を含めた所要時間で割った値を表定速度と申しますが、鉄道では約30キロメートルから50キロメートル、L R Tについては約25キロメートルから40キロメートルを想定しております。

4 ページをごらんください。

鉄道利用者の需要予測は、国道58号ルートが約8万4千人、国道329号ルートで約6万8千人、国道330号ルートが約9万4千人となっております。

鉄道1キロメートル当たりの利用者は、中南部地区が約1500人から1900人に対し、北部地区では約300人程度となっております。

L R T利用者の需要予測は、国道58号ルートが約6万2千人、国道329号ルートが約5万4千人、国道330号ルートが約5万9千人となっております。

L R Tの1キロメートル当たりの利用者は、中南部地区が約1100人から1600人、北部地区が約200人から300人程度となっております。

鉄軌道の需要予測は、平成9年度に作成した総合交通体系調査のフレームを参考にし、鉄軌道導入時の公共交通利用率は、国内他都市の既存利用率から設定を行っております。

なお、今年度実施する調査においては、モノレール開業後の最新のフレームを利用し、需要予測することとしております。

5 ページをお開きください。

1－5で、事業費と事業採算性の検討についてお示ししております。

需要密度が高い国道330号の鉄道ルートと、拡幅が少なく事業費が安いL R

Tの国道58号ルートに関する事業採算性について御説明します。

国道330号の鉄道ルートは、総延長82キロメートル（うち単線34キロメートル）、総事業費は5895億円となっております。

国道58号のLRTルートは、総延長71キロメートル（うち単線33キロメートル）、総事業費1337億円となっております。

この結果、損益収支の黒字化年が鉄道においては60年を超え、LRTにおいては56年となり、事業採算性の確保基準である累計損益の40年以内の黒字化は得られず、事業性は困難との結果に至っております。

6ページをごらんください。

1-6において、鉄軌道整備上の課題をお示ししております。

鉄軌道の膨大な事業費、都市、地域、交通政策の見直し、自動車利用に対する県民意識の改革などを課題として挙げております。

1-7において、得られた知見と今後の検討課題が示されておりますが、今年度の検討で再整理していくこととしております。

鉄道の導入は、交通サービスの改善のみならず、都市構造の誘導、地域振興、環境負荷軽減、経済活動の活性化等をもたらし、これからの沖縄の発展に大きく寄与することを踏まえ、最新の補助制度や解決方策を検討し、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入について、前向きに検討していきたいと考えております。

7ページには、鉄道のルート概要と概算事業費を、8ページには、LRTのルート概要と概算事業費をお示ししておりますので、参考までにごらんください。

9ページをお開きください。

平成14年3月に作成した沖縄県総合交通体系基本計画においては、モノレール延伸や軌道系システム導入については、今後の基地跡地利用を含めた新たな市街地展開や需要動向等も勘案しつつ、中長期的な観点から検討を進める課題としております。

10ページをごらんください。

今年度、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用して行う、中南部都市圏における新たな公共交通システム可能性調査の概要をお示ししております。

3-1において、事業の背景と課題をお示ししております。

中南部都市圏は、返還合意された嘉手納飛行場以南の米軍施設・区域などの駐留軍用地により、いびつな都市構造となっております。

基地跡地を含めた中南部都市圏の再編を見据え、地域を有機的に連携するための都市の装置として、新たな公共交通システムの可能性の検討を行う必要が

あることから本調査を実施しております。

3-2の調査の概要としましては、システム検討に必要な人口、土地利用等の基礎情報や国内外における交通システムの事例収集をもとに導入方針の検討を行い、これらを整理分析した上で、導入可能な公共交通システムやルート等について、概略検討を行うものであります。

鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入検討に関する取り組み状況についての説明は、以上であります。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時23分 再開

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

これより、鉄軌道について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員から鉄軌道について今回審査する理由、位置づけについて確認がなされた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** これは先ほど、企画部長は今年度も調査をすると言っていましたよね。それを説明してください。

○**川上好久企画部長** 10ページをお開き願えますか。そこの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用した中南部都市圏における新たな公共交通システム可能性調査という概要がございます。これは、実は軌道系公共交通の調査が目的というよりは、嘉手納飛行場より以南の米軍施設区域が返還された場合の都市

構造のあり方の一貫として、どういう公共交通システムが必要なのか、その際に軌道系を含めて検討してみようということで、今回も走らせたものです。まだ調査は走らせたばかりで、その成果は出ていないわけですが、主な考え方としては3-2にありますような形で公共交通システム導入の方針の検討とか、それから、このシステムの概略検討ですね、そしてその評価の方法とか、その辺のものを中南部地区を中心にして、まず整理をしてみようと考えています。それとまた、次年度は、振興開発計画策定のたびにつくっている計画があるわけですが、沖縄総合交通体系基本計画というのがあるわけですが、これは20年を展望した計画です。20年を展望しながら10年ごとに更新をかけているという性格のものでありまして、それを次年度、また調査を入れる予定です。今回の基地跡地の調査結果を踏まえて、また次年度計画の中でしっかり整理をしていこうと、そういう考え方で進めております。

○照屋守之委員 今沖縄21世紀ビジョンを策定中ですよ、それに向けてやっていますね。これは私はこのビジョンの大きな柱に位置づけすべきだと思っているわけですよ。基地問題の解決ももちろん、これは40年間、そういう振興開発計画を含めて40年間、国のほうからそういうものがあって、これからさてどうするというときに、やはり国に対して沖縄21世紀ビジョン、我々は自分たちで長期展望のビジョンをつくったんだよ。これは鉄軌道であり、基地の跡地利用でありとかというものだから、これに対してきちんと国のほうとしても支援してくれという柱がないと、今後国に対してどうやって長期的に国が支援する仕組みがとれるかなという、そういうものが懸念としてあるわけです。この位置づけ、この鉄軌道導入の位置づけと沖縄21世紀ビジョン、その辺をもう少し具体的に。

○川上好久企画部長 この鉄軌道を含めた軌道系交通システムの導入については、これは県議会など県民一般の方も非常に大きな要望の声が上がっていることを承知しています。一方でまた、申し上げましたような課題もあるという中で、しかしながら、この間のやはり大きな動きとしては、観光立県といいながらも、一番のこの観光客の不満というのが公共交通への不満であったりとか、あるいはまた、環境負荷の低減というのが大きなテーマになってくるといって、そういうもろもろの状況を踏まえながら、次の20年を展望するビジョンの中では、やはりこういうものを位置づけていく必要があるだろうというものを、今議論として出てきております。

○照屋守之委員 もう一つは、それと今、議会で鉄軌道、こういうものに対する後押しという意味で、県議会がそういう次年度の調査費とかというものを何らかの形でできないかということを考えているわけですが、そのときに先ほどこういうのは全然話にならないということになると、最初からもう少しこれは手直ししていかないと、お互いもなかなか理解しにくいのかなという懸念と、我々がそういう後押しをしていくタイミングというのかな、執行部が、我々がやっても、皆さん方のほうでそういう仕組みが順序立ててやれているような状況にあるのか、その辺どうなんですか。

○川上好久企画部長 これは、まず2つ考え方があるのかなと思います。1つはやはり鉄軌道を含めたこの軌道系公共交通システムの導入を考えたりするのは、やはり整理整頓をしなければいけない部分というのはあると思うんです。そのルートの整理以前に国としてやってもらいたいような部分とか、あるいはその地域でやるべきものとか、あるいはまた都市機能の再配置とか、この地域振興にかかわる計画とかさまざまなもの、一応どんなものがあるかという整理をやらないといけないと思っています。そういうものをやった上で、それが国の制度要望とかそういうものにつながっていくんだらと思うのですが、タイミング的にはそういうものを整理した次の段階かなというのが一つあります。しかし一方では、やはり県民の要望として、こういうものを国として検討してほしいという要望のあり方もまたあろうかと思っています。その辺のやり方については、いろいろとまた執行部のほうからも御相談をしながらやっていきたいと思っていますところでは。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、鉄軌道についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外10件及び企画部関係の陳情平成20年第150号1件の審査を一括して行います。

まず、知事公室関係の陳情11件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原良幸知事公室長。

○**上原良幸知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続8件、新規3件の合計11件となっており、そのうち1件は、企画部との共管となっております。

継続審議となっている8件につきましては、前回の処理概要に大幅な変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

それでは、新規陳情につきまして御説明いたします。

資料11ページをお開きください。

陳情第144号旧軍飛行場用地問題解決の継続審議に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県は、平成15年度に旧軍飛行場用地問題検討・調査を行い、平成18年度には、那覇市が実施した旧軍事業事例調査への支援を行うなど、問題の解決に向けて、取り組んできたところであります。

平成19年11月には、県・市町村連絡調整会議において、今後の取り組み方針として、団体方式を解決策とすること、条件の整った市町村から先行的に事業の実施に向けて取り組むこと、個人補償を主張する地主会に対しては今後とも団体方式での合意に向けて呼びかけることを確認し、各地主会と関係市町村との協議による事業案の取りまとめを促進するとともに、国に対しても働きかけを行ってまいりました。

内閣府は、この問題について、県から具体的な提案があれば、誠意を持って何ができるかしっかり検討したいとのことであり、県としても、内閣府沖縄担当部局を窓口として調整を行っているところであります。

事業化に向けての予算措置については、いろいろな可能性について検討してきたところでありますが、国との調整においては、特別枠での実施は極めて困難であると言われており、沖縄特別振興対策調整費での事業実施に向けて調整を進めた結果、平成21年度から特定地域特別振興事業を実施していくものとし、平成21年度は那覇市の鏡水自治会及び宮古島市の3自治会のコミュニティーセ

ンター等の整備事業が実施されているところであります。

続きまして、資料12ページをお開きください。

陳情第146号は、特定地域特別振興事業（読谷村産業連携地域活性化事業）の早期事業導入に関する陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

読谷村産業連携地域活性化事業については、沖縄特別振興対策調整費を活用した特定地域特別振興事業として平成22年度からの事業実施に向けて、読谷村や内閣府との具体的な調整を進めているところであります。

旧軍飛行場用地問題の解決策としての特定地域特別振興事業については、国及び関係市町村や、与野党の垣根を超えた県選出国會議員の皆様の御協力もあり、先行する市町村において、地主会の要望を踏まえた事業が、平成21年度からスタートしているところであります。今後とも、県民や旧地主の皆様の御理解をいただき、国や関係市町村との連携を強化し、問題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

今回の解決に向けた取り組みについては、戦後60年以上を経た現在もなお、それぞれの地域において解決されないまま残されてきたこの問題に対する解決策としては、より現実的なものであると考えております。

続きまして、資料13ページをお開きください。

陳情第147号は、八重山への自衛隊誘致及び配備に反対する陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

与那国島への陸上自衛隊の駐屯について、北澤防衛大臣は、去る9月25日の記者会見において、沖縄全体のトータルで見ると、果たしてそこに早急に防衛力を配備する必要があるのか、いたずらに近隣諸国に懸念を抱かせるようなことはしないで丁寧にやっていきたいと発言しております。

自衛隊の配備については、政府において、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から検討されるべきであると考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情11件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について企画部交通政策課長の説明を求めます。
津覇隆交通政策課長。

○津覇隆交通政策課長 知事公室と共管となっております陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し那覇空港の

民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 新規の陳情第144号は、これは県議会に道筋をつけてもらいたいという陳情ではなかった。ちょっと変わってません、これと。継続審議の中で真の戦後処理の実現にしっかりと道筋をつけてもらうよう配慮してもらいたい。こういう陳情というのはあるんですか。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から新規陳情第144号の内容について疑義が提示され、當間委員長がその取り扱い等の説明を行った。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** こういう陳情に対して、今執行部は前からの説明のとおり、国の個別補償ではだめで、団体でこういう形で宮古島市も那覇市も、今度読谷村と伊江島ですか、そういうふうな形で決まっていますよね。進められていますよね。そうすると、この陳情者の趣旨はそうではなくて、取り払って別枠でということなんだけれども、現状でそれを打開する手はありますか。

○**上原良幸知事公室長** これは経緯もあって、まさに平成20年度からこの解決のための方法として沖縄特別振興対策調整費を使って事業をやりたいということで、平成21年度は那覇市鏡水と宮古島市のほうで2つはスタートしてい

るわけです。平成22年度のものについて具体的に要求が上がってきております。そういう段階なものですから、別枠でまたということになりますと、国のほうといろいろやっているようではありますけれども、要請等を含めてやっているようではありますけれども、我々としては既にスタートした事業ですから、そのスキームも使って着実に解決していきたいということです。

○**照屋守之委員** その次の陳情第146号、これは読谷村の今この事業ですけれども、これは具体的にどういう事業が決まっているんですか。

○**又吉進基地対策課長** 仮称で読谷村産業連携地域活性化事業ということでございまして、バイオマス研究施設といったものの整備と、それはビニールハウス及び平張りハウスでありますとか、そういった農業施設を整備していくということでございます。

○**照屋守之委員** あわせて伊江島はフェリーということでしたけれども、伊江島も同じようにこのフェリーと理解していいんですか。

○**又吉進基地対策課長** フェリーの整備ということになっております。

○**照屋守之委員** ということは、読谷村は大体その陳情の趣旨で進められていると理解できるような感がいたしますけれども、こういう事業で、一方の地域は今進められているところで理解をして進めていく、一方はこれは別枠でやってもらわないと困るということになると、政府の対応も非常に難しいかもしれませんね。どう思いますか。要求する側も難しいだろうし、される側も難しいですね。どうですか。

○**上原良幸知事公室長** これを解決する方法は事業スキームもつくって、これでやりましょうと行って今手を上げて、こういう形でやってきているわけですから、その中でこれが乗らないと、何とか別枠でということになりますと、制度は国と県も一緒に相談しながらやっておりますし、もちろん国会議員の御意見も伺いながら、そういうスキームをつくってやってきたわけですから、それに対してこれから別枠でやっていくことについては、国も大変対応に苦勞していると思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情平成20年第144号、3ページ。これは今どんな状況になっていますか。

○又吉進基地対策課長 沖縄防衛局の説明によりますと、新レーダーの整備については全国的な弾道ミサイル防衛システム整備計画に伴うものでありまして、全国4カ所で整備を進めているということでございます。この中で航空自衛隊の与座分屯基地におきましても、老朽化しつつある現レーダーにかえて弾道ミサイルの警戒監視も可能なレーダーを設置する計画であり、平成21年度から整備を開始し、平成23年度末に整備を完了する予定であるとのことでございます。レーダーの規模は高さ35メートル、幅30メートル云々ということがございますけれども、予算規模につきましては平成18年度から平成21年度予算案までの間に158億円を計上し、平成23年度まで経費を計上していくという、以上のような説明を受けております。

○前田政明委員 今建物が立っているとか、進捗状況というのはわかりませんか。

○又吉進基地対策課長 詳細な進捗状況につきましては把握しておりません。

○前田政明委員 ミサイル防衛構想は核兵器を使用するという前提ですけれども、今オバマ政権になって核兵器廃絶と、それからヨーロッパのMD—ミサイル防衛構想—これは中止をしましたがけれども、そういう面では、これは今度の新しい政権がどうなるかわかりませんが、核密約の問題とか、それからやはり核兵器はもう使えないと、核兵器を使用すると数十万の人々が亡くなる、こういうのを先進国の政治家がこれは道義的にもできない、そういう面で核兵器が使えない核兵器ということで、その認識を深めて、国連安全保障理事会でも核兵器をなくす方向が今やられていますけれど、そういう面では、いわゆる私は代表質問でやりましたけれども、核抑止論というか、そういう意味で、核兵器を使うという前提で、核戦争の威嚇的な内容を含むのがMD—ミサイル防衛構の一貫なんですけれども、県としては核密約の調査が行われて、私どもは代表質問でもやりましたけれども、新しい政権に2000年から情報公開で取得した内容を現政権に提供しております。そういう面では明らかになった範囲では、いざというときには沖縄にミサイル—核兵器を持ち込むことができる、そして

那覇市を含めて、従来の名護市辺野古も含めてだと思えますけれども、核兵器の貯蔵可能なところは維持していくということが、沖縄返還協定の密約にあったと報道されておりますけれども、それから核弾道ミサイルの原子力潜水艦についても、寄港するのは、トランジットは目をつぶるというような内容が、今後明らかになると思うんですけれどもね。そういう面で、まさにそういうことが検証されると沖縄の基地は、米軍基地も含めてまさに核戦略の重要な基地だというのが、大体明らかになると思えます。そういう面で、安全保障条約の規定も踏みにじるような形でのMD—ミサイル防衛、まさにアメリカの核の傘に入る核戦略構想のミサイル防衛構想というのは非常に時代おくれで、極めて危険なブッシュ政権の核先制使用戦略の、核兵器のない国に対しても撃つぞという形での脅迫した中身だったと思えますね。そういう面では、オバマ政権になって、そういう基本的な立場を一転改めて核兵器を排除しようという方向に大きく変わっておりますけれども、そういう面で、そういう大きな流れを見た場合に、皆さんの処理概要というのは、いわゆる基本的な認識と申しましょうか、そういう沖縄の米軍基地と自衛隊基地の日米合意に基づく、私たち流に言えば危険な方向もありますけれども、その辺の大まかな流れについて、ミサイル防衛をめぐる流れについての知事公室長の、まず所見を伺いと思えます。

○上原良幸知事公室長 まず今回の与座岳分屯基地のレーダーにつきましては、特に核ということではなくて、通常ミサイルに対するレーダーでして、与座岳分屯地にある現在のレーダーが老朽化しているということで、これを弾道ミサイルの警戒監視も可能なレーダーにかえて設置するというございまして、直接的に対核ということではないということをお理解いただきたいということでもあります。一方で核につきましては、密約との絡みで、これからどういことがあったのかという、実際この密約があったかどうかから確認が始まって、中身がどうなっているのか、その際沖縄の核がどうなっていたのかということがこれから明らかになってくると思えますけれども、それとは今日本の1県である沖縄については、我々としては非核三原則が当然適用されていて、そういうのではないと思っておりますし、とはいえ、これからオバマ大統領が演説でどういう核に対する姿勢を出していくのかによって、当然日本政府としても考えなければいけないと思えますけれども、防衛戦略といえますか、それについては、そういう国際情勢といえますか、動き等についても着実に対応した形の抑止力を確保していくということが重要だろうと思っております。

○前田政明委員 MD—ミサイル防衛が核戦略構想と全く関係ないという認識

なんですか。

○上原良幸知事公室長 全く関係ないといえますか、核弾頭を搭載しているかどうかは別にしまして、通常ミサイル、この前の北朝鮮のような、ああいうものにも備えるということであって、関係ないとはいいませんけれども、沖縄の、今考えているレーダーというのは、通常ミサイルに対応するものだと考えております。

○前田政明委員 これはこの場で議論する必要はないんですが、日米合意の中でもMD—ミサイル防衛の基地強化、パトリオットの配備、それから自衛隊の米軍との一体化の訓練、これはみんな書いてありますけれども、これMD—ミサイル防衛のことについては核戦略体系だと思います。そういうことで、後で知事公室長に上げますよ。私も密約文書の英文のやつを送ってもらって本会議で見せましたけれども、これを後で見せますので、参考に上げます。それは後で全部上げますから、きょうはそこはやりませんが、後でちゃんと核密約含めて、情報公開で手に入った文書を私もいただいておりますので、それを後で全部差し上げますから、そういう面では、参考に検討していただきたいと思っておりますけれども、その辺の資料提供はいいですよ。受け付けますよね。

○上原良幸知事公室長 十分、読ませていただきます。

○前田政明委員 極めて重要な資料でございますから、きょうは、ここは私の主張だけにしておきますけれども、やはりMD—ミサイル防衛というのはまさに核戦略体系の重要な要で、そういう意味で、ヨーロッパでもオバマ大統領はソ連との対核兵器の交渉との関係もあったと思っておりますけれど、MD—ミサイル防衛を中止したわけですよ。MD—ミサイル防衛というのは、単なるミサイルといっても、これは当然ミサイルだから、大陸間弾道弾を含めての特殊なものなんです。だからガメラといって、約40メートルの大きな特殊なもので、今ある通常のやつと全然違うんですよ。そういう面では全く日米合意に基づいて、単なる安全保障条約上の共同防衛が世界的な形でのグローバルなアメリカの核戦略の中に沖縄の基地が巻き込まれていると、ホワイトビーチにしろ、核密約の中では公然と入っている。それからもう一つは、前麻生内閣はアメリカが核弾道ミサイルを原子力潜水艦に配備するのをやめると発表したら、それはやめなさいと、抑止力の立場から核弾道ミサイルを配備することは続けてほしいということアメリカ政府に申し入れていたということもニュースや新聞報

道でもやられています。そういう面で、大変このところは被爆国の政府の問題として、重要な問題で、そういう中身も含めて、私どもは8月の総選挙の中で、広島、長崎の問題含めて国民がいろんな立場を考えたいと思います。そういう面では、この糸満市の与座岳のミサイルは単なる通常型の古くなったミサイルの建てかえではないと。宮古島のミサイル基地は傍受基地、すなわち民間のいろんな通信機器を傍受する性格なものです。この前私は宮古島に行ってみてきました。写真を撮ってありますけれども、それと大きく性格は異なります。そういう面で、全国で数カ所しかない大きな核の目、すなわち核戦略の重要なミサイル防衛と同時に、そういう位置づけになっているということを御理解を進めていただきたいと思います。次回資料を提供して、原子力潜水艦の問題とか、その他の問題については知事公室長とも本格的な議論はしていきたいと思っています。

陳情第147号、さっき企画部長でしたか、八重山地域の台湾との交流と花蓮市との交流を含めて、どういうふうな経済圏をつくっていくかということで、民間航空路線の協定のポイントをどうするかということと、それで私も与那国島に行って感じたのですけれども、やはり防衛識別圏ですね、台湾軍の防衛識別圏が与那国島の半分になっている、これはどういうことかとわかる。そういう面では、そういう状況の中で、いわゆる自衛隊配備の問題が出てくれば、2000メートル滑走路ですか、そういう流れの中で、いわゆる台湾当局にとってみたらこれは防衛権だと。それが与那国島が真っ二つになっただけで、やはり国境の町には軍隊はいらないと。やはりその平和交流ですね、長年の台湾との物流を含めた人的交流、そういうものがあの地域の発展につながるなど。そういう面では与那国町は花蓮市などと連携をしながら、トライアングル、すなわち石垣島も含めて交流を深めていこうとすることは、今後の活性化の方向に大きな力になるんじゃないかなと。それと、やはり私も中国に行かしてもらいましたけれども、台湾と中国というのは極めて華僑の皆さんが祖国のためにということで、実質的には、経済的に非常に深い関係にあって、そういう面で東南アジアの状況を含めて見た場合には、やはり今後与那国島なりが台湾、中国を含めた歴史的な平和交流の拠点になる。そういうアジア情勢だと思うんですけども、そういう面で、この陳情にある自衛隊の配備、北澤防衛大臣も言っていますけれども、お聞きしたいのは、知事公室長、この防衛識別圏というのは、この辺の現状とこれについてどういうふうに認識したらいいのか、そのところを御説明願えませんか。

○上原良幸知事公室長 これにつきましては我々も、北澤防衛大臣とか前原沖

縄担当大臣にも、御来県されるたび、あるいはこちらから要請に行くときに取り上げておりました、おっしゃるように日本と台湾の境界線が与那国島を南北に連なる123度に設定されていると、これは復帰前といいますか、アメリカの支配しているころのものでありますけれども、いずれにしましても、まさに我が、その与那国島の空域の一部が自分の国の防空識別圏外にあるということについては、重大な問題であるというように認識しております。毎回要請しておりますけれども、逆に何ですぐできないのかという気は私はします。

○前田政明委員 この防衛識別圏の中に不明機が入った場合には、普通どうなりますか。

○平良宗秀知事公室基地防災統括監 一般的には防空識別圏に入ってくる前に、その国のほうで、日本なら日本で、よく言われるスクランブルをかけて、領空に近寄っているからということで警告を出すというようなことになって、出てもらうというようなことになろうかと思います。

○前田政明委員 僕の質問に答えてない。僕はそういう聞き方をしていない。防衛識別圏の中に入ったかどうかと聞いている。不明機なりがとにかく防衛識別圏に入ったかどうかと。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、平良基地防災統括監から質疑内容の確認がなされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

平良宗秀知事公室基地防災統括監。

○平良宗秀知事公室基地防災統括監 防衛識別圏の中に入ってくるということは、まず領海と防空識別圏というのは、通常防空識別圏のほうが広い範囲で領海の前にあるということで、そういったためのゾーニングがされているということで、そのために先ほどお話ししたような、入らないようにとか、その許可もなしにですね。ところが民間航空機はそういった航路が決められておりました、それぞれの許可を得て航路を飛んでいて、そういった連絡などをして運行しておりますので、おのずとそこは違っていると言えらると思いますし、また与那国島では実際にこちらの航空機が、民間の航空機がそういったことで飛んで

いると理解しています。

○前田政明委員 いや私は民間のやつは聞いていなくて、空港課から与那国空港の自衛隊機やその他の利用状況の資料もいただきましたけれども、僕はあそこに行って感じたのは、非常に本当にショックだったのですけれども、これはどういう事情か、とにかく与那国島の半分から絶対に関係のない台湾の防空識別圏に入っていると。そこに軍用機なり、軍艦なりが、要するに軍隊が来たら、これはいわゆる通常の状態じゃないというのを僕は感じたわけです。要するに防衛識別圏がありますよね、その中にいろんな交流があるとしても別なんでしょうけれども、単純に考えれば、そこに、防衛識別圏の中に自衛隊のヘリコプターが来る、それでまた来る、これは本来非常に微妙な、非常にある面ではですよ、そういう民間航空が来たら、当然ルートがあって国際法でも含めて、さっき言った、どういうところでポイントでこうなるんだよというのは決まっているわけだから、それは当然航空管制はそこから台湾にかわるわけだから、そこを過ぎたら航空管制のやつも引き継がれるわけだから、当然カテナラプコンから超えて、那覇の管制から大阪の超えて、いわゆる引き継がれますよね。それは問題ない。だけど、防衛識別圏があるという流れの中で、私はやはりそういう面で、勉強不足なんだけど、軍事的に通常防衛識別圏が置かれている特殊な状況の中に、単なる国境を延ばしていくのではなくて、非常に特殊な、そういう極めて正常でない状況が置かれていると。そういう面でやはり軍隊という武装組織がそこに行くということは、通常極めて緊張感を、軍事的緊張感をもたらすことになる地域だなというのを、行って、素人ながらに感じたんですよ。一般的にはそうじゃないですか。

○上原良幸知事公室長 領空領海に侵犯してきたときにスクランブル発進して警告をしながら、できるだけこういう回避する手続がとられていると思いますけれども、この与那国島は特殊な状況にあるわけですから、今まで台湾と沖縄というんですか、日本というのは、そういう摩擦—フリクションが起こるような状況でなかったということでもありますけれども、もしこれから本当に自衛隊が配備されるというような検討がされるんだったら、我々はさっき申し上げましたけれども、常にこれを早目に公開してくれと言っておりますので、当然もし自衛隊がということになりますと、その辺の問題は解決していただくことが大前提だと考えております。

○前田政明委員 私はそこに話し合いを持って、自衛隊が行くから識別圏をど

うサポートとかいう趣旨で質疑しているんじゃないなくて、要するに普通の八重山地域の石垣市長やその他がやろうとしている、歴史的に花蓮市などと、また台湾との人的な交流とか物流的な交流、そういう面ではまさにアジアの経済のこの扉になる、昔与那国島が復興したような、そういう経済的環境というのは、21世紀のアジアの情勢からすると、ある面でそういう意味での平和的な経済の大きな扉が開かれる時代になると僕は思っているんですけども、そういう面では、ぜひ先ほど企画部のほうでやりました、八重山圏域の台湾圏域との物流や、そういうことを優先してやるのが、私たち沖縄県にとっても、また八重山地域の皆さんにとっても将来的に、アジアのかけ橋としての大きな発展の道になるなど、そういう面でぜひ自衛隊の配備は、今、北澤防衛大臣は廃止とは言っていないで、当面の対応について言っておりますから、これは前よりは前進なんですけれども、そういうことが起こらないように、県としてもやはり経済交流を深めるという立場で奮闘していただきたいということを述べて終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 10ページの陳情第74号の記の10の求めていることと、皆さんの対処方法の違いがありますか。要するに向こうが求めていることと、皆さんが対処してこうやろうとしていることと、その違いがありますか。

○**上原良幸知事公室長** 実はこの陳情は、離島過疎地域の市町村が、毎年恒例ですけれども、出してくる中の1項目です。実はこの処理概要につきましては、特に離島だけじゃなくてトータルな話でありまして、これが出てきたのは宮古島で大きな台風がありまして、電柱がバタバタ倒れたときに、いろんな制度的なものを検討したんですけれども、実は査定の基準が全壊家屋がどれだけとか、そういうオールジャパンな基準になっているものですから、この宮古島のときは余り住宅は倒れていないんですよ。ただ電柱とかが倒れて、災害査定としてはもっと高く見るべきじゃないかということの要求でして、ですから別にこれは離島に限らず、どこでも起こり得るような状況、特に沖縄の場合はコンクリートの家が多いわけですから、全壊、半壊はないけれども、例えば窓ガラスが割れて雨が吹き込んで、生活に困るような状況になるケースもあるので、そういうときには条件を緩和してくれないかと、ですから離島だけにあれした回答じゃなくて、全体的なことを言っております。

○新垣清涼委員 離島からはそういう離島の立場で要請をされてきたかもしれませんが、県としては、おっしゃるように、基準としては家屋が何軒以上とか、そういうことじゃなくて、沖縄は沖縄にあった形で要請をしていきたいということで理解していいんですか。

○上原良幸知事公室長 そうです。結構です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 今の陳情で、関連するんですけれども、処理概要のほうに、ことしの8月ですか、全国知事会が国に対して改善を求めるよう要請しておりますとなっておりますけれども、その全国知事会が要請したもののの中に、沖縄県のそういう意図が組み込まれた要請になっているのかどうかお聞かせください。

○伊波芳規県民生活課副参事 全国知事会のいわゆる要望そのものというのは、全国知事会のほうで取りまとめて要望していきます。単独でというのは通常あり得ません。ただ意見等を求められますので、その分の反映される分はありますけれども、言葉としては、個別のものとしては沖縄県ということは入ってきません。

○山内末子委員 先ほど知事公室長もおっしゃっていましたが、やはり適用の基準が、沖縄県は離島も多いですし、他地域との兼ね合いが必要になってきたりとかありますよね。災害救助法の中で、そういった意味では沖縄県は大変特殊だと思うんですよ。そういう観点から、やはり沖縄県は沖縄県の災害救助法の観点から入れ込む作業ということを、やはり全国知事会あたりでもぜひ提案をしていって、もう少し検証していきながら沖縄県に合った災害救助法、それについて改善していくということを努力していただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 これについては、いろんな施設のニーズに応じた制度の改善を図るということになっておりますけれども、沖縄だけにということになってきますと、例えば農林水産部あたりの災害復旧事業については、他の地

域より補助率が高いとか、そういうのはあるようですけれども、全国知事会で沖縄だけなんとかしてくれというような感じの要求はなかなか、運用の段階ではあれですけれども、全国知事会の要請の中では厳しいのかなという感じはします。

○山内末子委員 全国知事会の要請の中でできなければ、沖縄県単独で、独自でもそれを要請していくべきだと思います。今地球温暖化の中で台風の発生率ですとか、それとか大型化ですとか、そういった意味では、今後も本当に災害の発生率ということを考えていきますと、大変厳しい状況も待っているかと思しますので、そういった観点から、沖縄県、全国知事会でできなければ、沖縄県独自の災害救助法、それから災害復旧法について改善を求めていく作業をお願いをしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 大きな流れとして、僕は地方分権というのがあると思うんですよ。それは財源もみんな地域におろして、地域で使い道を決めるといふときに、そういう流れの中でこういうのも入ってきていいんじゃないかと思えます。沖縄は他の地域の災害と相当違うわけですから、他の地域だったら例えば水害とかが多いんです。沖縄の場合は風が多いということとかですね。ですから電柱とか倒れますけれども、住宅浸水等はないと。だけれども風が吹き込んで中の家財道具が使えなくなるとか、いろいろケースがあると思っておりますけれども、それをオールジャパンの基準でやるんじゃないかと、そろそろ財源も県におろしますから、市町村におろしますから、それで地域のニーズに合った対応をしてくださいという流れは、これから出てくると思えます。

○山内末子委員 全然関係ないと思えますけど、そういった意味で、やはり一括交付金の制度に向けて、それを求めて頑張っていきたいなと私は思っておりますけど、どうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 流れとしては間違いなくそういうふうになると思うんですよ。県のほうで今先行的に、民主党が考えておられるのは、正式に決定したかどうかはわかりませんが、先行的にやってくれというのは、なかなか厳しいところはありますけれども、しかし間違いなく地方分権というのは補助金から交付金であるし、交付金から恐らく税ということになると思っておりますので、とにかく地域の主権を高めるという意味では、その方向に間違いなく行くということをおもっています。

○山内末子委員 一致点が見出せてよかったと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議する)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案の条例議案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第3号議案まで及び乙第11号議案の条例議案4件は原案の通り可決されました。

これより、乙第13号議案財産の取得についての採決を行います。その前に

意見・討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 本会議で討論したいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、乙第13号議案財産の取得についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第13号議案は可決されました。

次に、甲第1号議案平成21年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)の採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 これも本会議で反対討論したいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかにありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、甲第1号議案平成21年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 挙手多数であります。
よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。
本案に対し、新里委員から附帯決議案の提出があります。
新里委員に附帯決議案の趣旨説明を求めます。
新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 議員などの中でも話をしてきましたように、県立芸術大学の総合計画が策定されていないと、急ぎこれをやるべきだということで、この間、数年前からその問題を指摘されながら、総合計画はつくられない中で、移設をして、老朽化した校舎を建てかえをするということになっています。そういうことで、これは総合計画策定を急がせないといけないということが大きな理由で、それと同時にやはり大学側だけに任せるなど、第三者委員会をつくって、しっかりしたものを今後の構想も含めて、これからどうあるべきかも含めて、総合計画ではぜひそこも含めてやってほしいと。それと今後、現在地なのか、移転先に考えているところに県立芸術大学はどうするのかと、県立芸術大学の中身も場所も含めて、やはりしっかり早目にやらないといけないだろうということです。

○**當間盛夫委員長** 以上で、新里委員の附帯決議の趣旨説明は終わりました。
これより、甲第1号議案の附帯決議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。
以上で、甲第1号議案に対する附帯決議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、附帯決議の採決の方法について協議する)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する附帯決議は可決されました。

次に、乙第18号議案沖縄県収用委員会予備委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議する)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情53件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、平成21年度補正予算及び平成22年度新年度予算に関する意見書及び鉄軌道の導入及びその調査費計上を求める意見書の両意見書の提出について協議を行ったが、意見の一致を見ることはできなかった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當間 盛夫